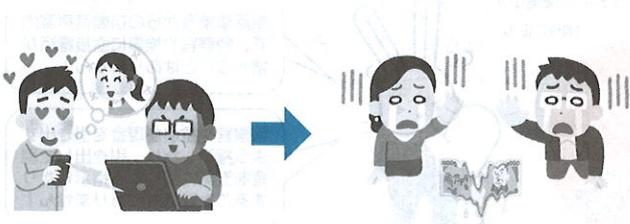


次の被害者はあなたかも！？

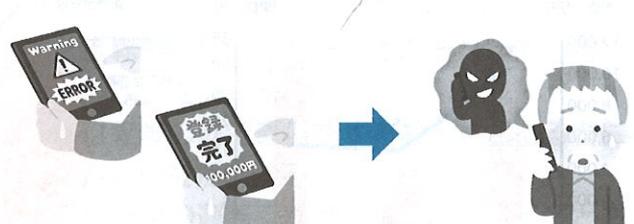
著名人から投資の誘い！？ それ…投資詐欺です！

- SNS等の非対面で投資を勧め、投資名目で金銭等をだまし取る詐欺です。
- 恋愛感情や親近感を抱かせて交流を深めた後、海外サイトでの投資などをもちかけられ、被害に遭うケース(ロマンス投資詐欺)もあります。
- SNSやマッチングアプリ等で会ったこともない人からの「投資話」は詐欺を疑いましょう。



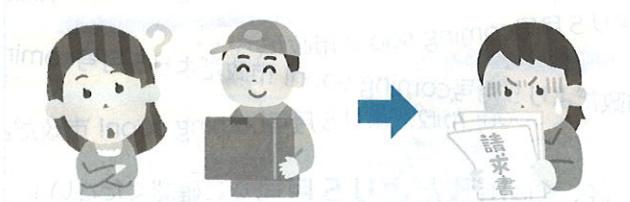
支払いは「電子マネー！？」 それ…架空請求詐欺です！

- 「パソコンのウイルス除去料」「スマホ等の利用料金」「高額当選の受け取り手数料」などを理由に電子マネーを購入するよう指示され騙し取られる詐欺です。
- 利用料金や手数料を電子マネーで支払うということはありません。
- 電子マネーで支払ってと言われたら詐欺を疑いましょう。



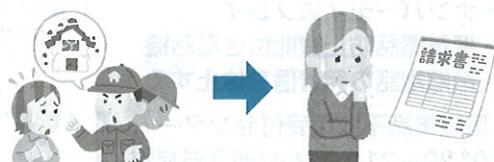
初回が安価の 定期購入にご注意を！

- 本来は高額な化粧品などが安価で販売されており、1回だけの購入のつもりが、「定期購入」になっていたというトラブルです。
- 通信販売はクーリング・オフの対象外のため、原則、販売業者の規約に則っての解約となります。
- 注文確定前に「定期購入」になっていないか、「解約方法」などの確認、注文画面をスクショするなど、申し込み内容を記録しておきましょう。



危険なので工事が必要？ 点検商法にご注意を！

- 「無料で行うので点検させてほしい」などと突然自宅に業者の訪問があり、点検してもらうと「このままでは危険なので、工事をした方がよい」と言われ、高額な契約を迫られるトラブルです。
- 訪問があっても対応しない、複数社から見積りをとる、その場では契約しないなどの対応をしましょう。
- 点検商法は訪問販売に該当するため、クーリング・オフが可能です。不要な契約の場合は、すぐにクーリング・オフしましょう。



早期の相談がトラブル解決につながります。
できるだけ早く消費生活センターにご相談ください。

福島市消費生活センター
相談専用☎522-5999(平日9時~16時)



←相談について
詳しくはこちら
からご確認ください。